

令和6年度久慈市地域密着型サービス事業者募集要項

1 公募の趣旨

久慈市では、令和6年度から令和8年度までの3か年にわたる「久慈広域連合第9期介護保険事業計画」において、看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備目標を定められており、計画的に整備を進めることとしております。

この募集は、当該計画に基づき、看護小規模多機能型居宅介護の事業者を募集するものです。

2 募集内容

(1) 募集する地域密着型サービス事業所及び募集数

サービスの種類	登録定員	募集数
看護小規模多機能型居宅介護	29名	1事業所

(2) 整備区域

市内全域

(3) 整備区分

新設（空き家の活用を含む。）

(4) 整備時期及び開設時期

ア 整備時期 令和6年度

イ 開設時期 令和7年度

3 スケジュール

募集から選定までのスケジュール（予定）は、次のとおりです。

日 程	概 要
令和6年6月17日（月）～6月28日（金）	質問受付
令和6年6月17日（月）～令和6年7月19日（金）	応募受付
令和6年7月下旬から8月	審査・選考結果通知
令和6年8月以降	補助協議等
事業着手（入札→契約→着工）	補助金交付決定後
令和7年1月末まで	事業所指定申請（久慈広域連合）
令和7年2月末まで	工事完了
令和7年3月	現地調査・事業所指定完了
令和7年4月	事業所開設

4 応募の受付期間及び方法等

別紙1「応募書類一覧」に掲げる書類を次により提出してください。

(1) 受付期間

令和6年6月17日（月）から令和6年7月19日（金）まで

（※土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後4時まで）

(2) 応募方法

応募書類は、事前に電話で提出日時を予約の上、持参により提出してください。（郵送不可）

提出先：久慈市旭町第8地割100番地1 元気の泉

久慈市生活福祉部地域包括支援センター介護支援係

電話番号：0194-61-1112

(3) 提出部数

応募書類は3部（応募時に1部、内容確認後に2部（コピー可））提出してください。

(4) その他

- ・応募書類はフラットファイル等に綴じ込み、書類番号入りのインデックスを付けた仕切紙をはさんで綴じてください。

- ・応募書類は、原則としてA4判で作成してください。図面等はA3判での作成を可としますが、A4サイズにたたんで綴じ、A5判等の用紙はA4用紙に貼り付けて綴じてください。

- ・久慈市ホームページからダウンロードした指定様式については、ファイル形式を変更せずにご使用ください。

- ・提出書類に不備や不足がある場合は、選定の対象外とする場合があります。また、受付期間終了後の書類の差し替え、再提出等はできません。また、提出された書類は理由の如何を問わず返却いたしません。

- ・なお、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

5 応募に関する質問

応募に関する質問及び回答は、次により行います。

(1) 質問の方法

質問の内容を簡潔にまとめて、別紙2「質問票」を用いてEメール又はFAXにて提出してください。提出された質問等について、提出した法人に対し順次回答します。

なお、公募に関する応募状況、審査状況等については回答いたしません。

※ 質問等に関して応募者全員に周知すべき内容と市が判断した場合は、取りまとめの上、市のホームページ上に公開する予定です。

(2) 質問の受付

ア 期間 令和6年6月17日（月）から令和6年6月28日（金）まで

イ 送信先 久慈市生活福祉部地域包括支援センター介護支援係あて

Ｅメール kaigo@city.kuji.iwate.jp

FAX番号 0194-61-3178

※ 電話及び口頭での質問にはお答えしません。

※ 質問票を送信後は、送信した旨を電話にてご連絡ください。

6 応募要件

市内に事業活動の本拠を有する法人（法人となる予定の者も含む。）で、次のすべての要件を満たすものであることとします。

- (1) 整備事業の運営を直接行う事業者であること。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号に該当しないこと。
- (3) 介護保険法に定める指定の取消し又は効力の停止の処分を受けたことがないこと。
- (4) 久慈市に納めるべき市税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きをしている法人でないこと。
- (6) 役員（就任予定者を含む。）が暴力団排除条例（平成27年久慈市条例第20号）に定める暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと。
- (7) 久慈広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年久慈広域連合条例第2号）に定める基準等を満たす計画であること。
- (8) 上記2募集内容の開設時期までに、開設可能な計画であること。
- (9) 事業開始が可能な事業予定地及び建物が確保できること。また、事業予定地が係争地でないこと。土地又は建物に係る建築基準、消防設備等について、あらかじめ、法令等の要件を確認し、確実に建設できるか関係部署に確認済みであること。

7 応募に当たっての留意事項

(1) 事業予定地について

ア 事業予定地の利用や建築に際しては、様々な規制があり、各種法令・規制等に適合している必要があるため、必ず応募前に各関係部署と介護施設等の整備に際し必要となる手続き等を確認してください。

イ 応募事業に係る契約の締結、同意書等の取得等にあたっては、応募段階であることを利害関係者に十分に説明を行ってください。

ウ 市は、応募者と土地所有者、地域住民その他関係者との問題について、損害賠償等一切の責任を負いません。応募にあたっては、関係者への詳細な説明と正確な意向を確認してください。

(2) 関係機関への確認について

上記6(7)について、人員、設備及び運営に関する基準を満たす計画であることを、「平面図」及び様式9「人員配置計画書」にて予め久慈広域連合に確認し、協議を済ませた上で応募してください。久慈広域連合には、事前に電話連絡の上、確認書類を持参してください。

見直しが必要となる場合など日数を要することを想定し、余裕を持って行ってください。

※平面図には次の確認欄を設け確認を受けること。

基準確認欄	
確認日	確認者
令和 年 月 日	久慈広域連合介護保険課 (担当者氏名) ⑩

(3) 費用の負担

本公募の応募に要する費用は、全て応募事業者の負担とします。

(4) 応募の辞退

書類提出後、諸事情により応募を辞退する場合は、辞退届（任意様式）により届け出てください。

8 事業者の選定方法等

(1) 選定方法

ア 応募者から提出された事業計画等に係る審査は、「社会福祉法人設立認可等審査委員会」において審査します。

イ 市が審査上、必要と認める場合には、ヒアリング及び整備予定地の現地確認等を行うことがあります。

(2) 評価項目

整備事業者の選定に係る評価は、次の項目について行います。

ア 建設事業に必要な財源及び施設の安定した経営が見込まれること。

イ 土地利用計画及び建設計画に実行性があること。

ウ 法人の運営実績が良好であること。

エ 事業運営方針及び利用者への処遇方針が適切であること。

オ 適切な施設運営に必要な人員確保が見込まれること。

カ 安全・防災対策が適切であること。

キ 日常生活圏域におけるサービス提供状況に理解があること。

(3) 選定の結果

選定結果については、全ての応募者に文書により通知するとともに、久慈市ホームページにおいて公表します。

(4) その他

ア 審査結果によっては、事業者を選定しない場合があります。

イ 決定された事業候補者がその権利を他の応募者若しくは事業者に譲渡することは認めません。

9 施設整備に係る補助制度

(1) 施設等整備費補助金

今回の事業計画及び資金計画の策定に当たっては、次の補助額で算定してください。

- ア 新設の場合 上限 36,600 千円
イ 空き家活用の場合 上限 9,710 千円

※補助金の額は変更になる場合があります。

(2) 開設準備経費補助金

施設の開設を円滑なものにし、開設時から安定した質の高いサービス提供をするための体制整備を支援することを目的とした補助金です。

- ア 補助対象：補助金交付決定以降開設までに係るウの経費
イ 補助基準額：914 千円（上限額）×宿泊定員数

※補助金の額は変更になる場合があります。

ウ 主な対象経費

- ・施設に設置する設備、備品
- ・開設前の職員訓練期間中の雇上げ経費（最大6か月間）
- ・開設のための普及啓発経費（パンフレット等）
- ・職員の募集経費
- ・その他の開設準備に必要な経費

(3) 施設整備に係る補助金を活用する際の注意事項

ア 補助金は岩手県との協議等により交付が決定されますので、久慈市で選定されても必ずしも交付されるとは限りません。資金計画の策定にあたって、補助金の不交付も想定し、十分対応できる場合に限り応募するようにしてください。

イ 久慈市からの補助金等の交付を受け整備する事業は、工事業者の選定や入札において本市の実施する契約と同等の公平性、競争性を確保し、適正な工事執行が求められます。入札・契約の手続等は市の手続きに準じて行うこととなるため、事前に建設業者を任意に決定することはできませんので注意してください。また、入札及び着工は補助内示後に行ってください。

ウ 補助金を活用して建物等の補助財産を取得した場合、当該補助財産を取得する際の抵当権の設定、補助財産の処分や転用（目的外使用）などの財産処分については、事前許可が必要となります。財産処分の許可には時間を要するだけでなく、補助金の返還が生じる場合もあることに注意してください。県における財務面の適格性審査項目は次のとおりであり、市も同様の基準により審査を行います。

- ・開設後3か月分の運営費が確保されていること。
- ・運営費は法人の自己資金で確保すること。
- ・原則として、過去3期連続して営業活動に基づく黒字が出ていること。
- ・債務超過でないこと。（社会福祉法人にあつては、現状及び整備計画による負債総額が資産総額の2分の1を超えないこと。）

10 禁止・欠格事項

次の事項に該当する場合は、審査会に付すことなく失格とします。また、事業者選定後であっても同様とします。この場合、要した費用の弁済を市に求めることはできません。

- (1) 市民の疑惑又は不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
- (2) 応募書類に関し、内容に重大な不備又は虚偽があったと認められる場合
- (3) 資金の確保、計画予定地などの重要な事項に問題が生じ、市の指定する期日までに開設することが困難となった場合（市長がやむを得ない事情と認める場合を除く）
- (4) 応募の際に提出した事業計画と実際の事業計画の内容が著しく異なる場合